平成２８年（フ）第１１８７号
千葉県浦安市堀江１丁目22番10号　エメラルドハイツ（105）
破産者　森　　順
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３３５号
千葉県流山市宮園１丁目１番地の３　ハナミズキ宮園203、開始決定時の住所千葉県松戸市新松戸７丁目284番地　メゾンコートベル201号
破産者　野島　一之
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４８号
千葉県柏市大青田58番地28
破産者　馬場　　浩
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５１２号
千葉県松戸市松戸新田437番地の42
破産者　鈴木　　泰
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２５号
千葉県流山市大字東深井865番地の44　蓮見ビル２Ｆ
破産者　赤津　良文
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５３８号
千葉県柏市旭町４丁目11番13号　フローテラス柏221号
破産者　堀川　宗史
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７０号
千葉県柏市光ケ丘２丁目23番６号
破産者　株式会社ケイエム
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７１号
千葉県柏市光ケ丘団地４番10―301号
破産者　村井　久子
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５８０号
千葉県柏市大室1196番地30
破産者　羽田　萌子
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５９０号
千葉県野田市中野台1063番地の32
破産者　中村　宏美（旧姓垣下）
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６００号
東京都足立区西新井１丁目33番４号
破産者　株式会社アリーナシステムズ
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６０１号
千葉県松戸市松戸新田137番地の91
破産者　多田　修一
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９６８７号
東京都文京区本駒込３丁目29番９号
破産者　株式会社リゾーム
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９８６号
東京都大田区大森東１丁目31－２－901
破産者　内藤　正雄
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３２７号
横浜市緑区長津田７丁目３番17号
破産者　株式会社肥前
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３７０号
神奈川県大和市福田１丁目４番地５
破産者　株式会社太陽鋼業
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８４号
神奈川県厚木市長谷1153番地２
破産者　株式会社ヨコオネクスト
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９６号
長野県松本市筑摩２丁目32番25号
破産者　株式会社小岩井建設
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２２７８号
大阪府東大阪市小阪２丁目10番14号
破産者　ヤマトシステム株式会社
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１４０号
大阪府東大阪市日下町２丁目９番13号
破産者　株式会社後藤精機工業所
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０５２号
大阪府高槻市真上町２丁目12番25―204号
破産者　有限会社Ｈｅａｌｔｈ　Ｅｎｈａｎｃｅｄ　Ｊａｐａｎ
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部